

# 業務で使用するPC等情報端末の利用にかかる情報セキュリティガイドライン

業務遂行にあたり、遵守すべきPC等情報端末のセキュリティガイドラインを以下に示す。

## ■目的

このガイドラインは、実務に則した適切な情報セキュリティ管理を行い、情報セキュリティ事故を未然に防ぐことを目的として制定する。

## ■本ガイドラインの適用

広島テレワーク協会から発注される業務全般に適用される。

## ■注意事項

本ガイドラインの記載の有無に限らず、常にセキュリティ意識を持って業務遂行にあたること。

この内容は法律や社会情勢の変化、組織におけるセキュリティリスクが増大した場合など、必要に応じて適宜改訂を行う。

## ■ガイドライン内容

### ■記憶媒体について

#### ・記憶媒体の利用について

- ・ハードディスク、USBメモリ等の記憶媒体については、必ずウイルスソフトにてチェックされていること。  
※他のパソコンからのデータコピーはウイルス感染する可能性が高く、データ流出や破壊となる要因
- ・業務完了したら原則としてデータ消去することが望ましい
- ・業務使用データを記憶媒体に保管する際はパスワードロックをかける等、安易に閲覧できないようにすること

#### ・記憶媒体の持ち出しについて

- ・持ち出しが容易な外部記憶媒体については紛失、盗難には留意すること。  
※業務データが保存されている記憶媒体紛失、盗難での損害賠償が発生することが多い

#### ・記憶媒体の保守について

- ・記憶媒体は故障が発生する可能性もある為、業務途中のデータ等はバックアップをとること  
※バックアップをとる記憶媒体の保管管理は安易に閲覧できないようにすること

### ■PC本体の管理

#### ・PCの運搬

- ・電車やバス、公共施設など不特定多数が出入りする屋外で、PCを持ち移動する際は盗難などに十分気をつける。
- ・PCを運搬するさいは、必ず手元または、視界の届く範囲内の近距離に置き常に注意を払う。

### ■ソフトウェアの管理

#### ・ID・パスワード管理

- ・業務で使用するパソコンは作業員本人以外が容易にアクセスできないようにすること。  
※ユーザーアカウントにログインパスワードを設定しておくほうが望ましい。

#### ・セキュリティ対策

##### ・セキュリティ対策ソフトウェアの利用

- ・必ず、セキュリティ対策ソフトを導入する。また導入するセキュリティ対策ソフトは有償で信頼性の高いソフトが望ましい。
- ・セキュリティ対策ソフトは定期的にアップデートを実施し、最新のパターンファイルに更新しておく。
- ・定期的に、セキュリティ対策ソフトで、ハードディスクの中身を検査する。
- ・ファイヤウォール等の対策を施し、ネットワーク上からの外部侵入を防御すること

## ・ソフトウェアのアップデート

- ・ソフトウェアのアップデートは随時行い、常に最新な状態に保つ。
- ただし、業務遂行上やむをえない理由がある場合はこの限りではない。

## ・ソフトウェアのインストール

- ・Winnyに代表される、P2Pによるファイル交換ソフトは使用禁止
  - ※ファイル共有ソフトは情報流出、ウィルスの危険性がきわめて高いため絶対に使用しない。
- ・フリーソフトを利用する際は危険性がないか、十分調査したうえで利用すること

## ■PCなど情報端末の通常利用における注意

### ・インターネット利用上の注意

- ・有害なサイト等へのアクセスは細心の注意を払う
  - ※有害なサイトはパソコンのデータを破壊、改ざんしたり、データ搾取される危険性が高い
- ・FacebookやLINE等SNSを業務使用パソコンでは使用するときには閲覧投稿のみでアプリをインストールしないこと。
  - ※友人より招待されてもインストールしないこと。
  - ※偽招待の可能性が高く、パソコンデータやアドレス等を搾取される可能性があります。

### ・電子メール利用上の注意

- ・業務に使用するメールアドレスと私的利用アドレスは分けておくことが望ましい
- ・送信元が不明なメールの添付ファイルはむやみに開かない。もしくはリンク先をクリックしないこと
  - ※ウイルス感染やアドレス帳データを搾取される可能性が高い
- ・怪しいメールは即座に削除すること
- ・協会から発行されるメールアドレスを業務や協会からの連絡以外に使用しないこと。
  - ※私的利用での協会発行メール使用禁止(SNS等に使用することを禁止します。)

## ■業務での使用を禁止する情報端末

### ・禁止端末

- ・ネットカフェや、公共の施設にあるような不特定多数が利用する情報端末などで業務遂行することは禁止する

## ■その他

### ・報告・連絡・相談

- ・セキュリティ事故が起これそうな場合、起こった場合は、必ずすみやかに、広島テレワーク協会へその旨を報告すること。

制定日 平成26年5月12日

改訂日